

【国民年金】老齢基礎年金 相談シート

相談日 年 月 日

1. 来訪者情報

フリガナ お名前		生年月日	年 月 日
ご住所	〒	電話番号	
請求者 との関係		本人確認	

2. 請求者情報

個人番号 または基礎 年金番号		配偶者	あり ・ なし
フリガナ お名前		生年月日	年 月 日
ご住所	〒	電話番号	

3. 配偶者情報

個人番号 または基礎 年金番号			
フリガナ お名前		生年月日	年 月 日
ご住所	〒	電話番号	

裏面に続く

4. 相談内容

5. 年金の繰上げ、または繰下げの注意事項

共通	☐ 増額率、減額率は生涯変わりません。 ☐ 取消、変更はできません。
繰上げ	☐ 請求日の属する月以前の分を、さかのぼって受け取ることはできません（請求日の属する月の翌月分から受け取れます）。 ☐ 事後重症請求などによる障害基礎年金および寡婦年金が受けられなくなります。 ☐ 65歳に達する日の属する月まで遺族年金を併給できません。 ☐ 国民年金に任意加入することができなくなります。 ☐ 保険料免除期間への追納することができなくなります。
繰下げ	☐ 老齢基礎年金の受給権が65歳に達した日において発生する場合、少なくとも66歳に達する日までの間、繰下げ申出を待機いただく必要があります。 繰下げ申出の待機ができるのは、原則として75歳に達した日の属する月まで、または障害年金や遺族年金の受給権が発生するまでの間です。なお、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方（昭和27年4月2日以降に生まれた方）は繰下げ申出の待機のできる年齢の上限は75歳までとなりました。 ☐ 70歳に到達した日後に受給権発生時点から年金をさかのぼって受け取ることを選択した場合、請求の5年前の日に繰下げ申出をしたものとみなし、増額した年金の5年間分を一括して受け取ることができます（特例的な繰下げみなし増額制度）。なお、この制度は昭和27年4月2日以降に生まれた方、または平成29年4月1日以降に受給権が発生した方が対象となります。 ☐ 繰下げ待機期間中に、75歳に達した日の属する月を超えた場合、または障害年金や遺族年金の受給権が発生した場合には、その時点で受給率が固定されます。この場合、繰下げ申出の手続きが遅れても年金額は増えません。 ☐ 加算額は繰下げ申出による増額の対象となりません。また、繰下げ待機期間中は加算額を受けることはできません。 ☐ 繰下げ待機期間中（66歳以降）は、繰下げ申出を行うか、本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求するか、いつでも選択することができます。 ☐ 繰下げ待機期間中の方がお亡くなりになった場合、未支給年金の受給権者である遺族が繰下げ申出することはできません。この場合、本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求いただくことになります。

65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日

75歳に達した日 = 75歳誕生日の前日

年金請求手続き終了後、約60日で年金証書・年金決定通知書が日本年金機構から送付され、送付後約50日で老齢基礎年金を受け取ることができます。

裏面に続く

(別紙 1) 受給要件のご確認

☐ 加入期間が10年（120月）以上であることを確認しました。

	保険料 納付済月数	全額免除 月数	4分の1 納付月数	半額納付 月数	4分の3 納付月数	合計
～平成21年3月	①	③	⑤	⑦	⑨	
平成21年4月～	②	④	⑥	⑧	⑩	

⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
①	③×1/3	⑤×1/2	⑦×2/3	⑨×5/6
+	+	+	+	+
②	④×1/2	⑥×5/8	⑧×3/4	⑩×7/8
▼	▼	▼	▼	▼
	+	+	+	+

円× $\frac{\text{満額の年金額}}{480\text{月（40年）}} = \text{年金額の見込み額（年額）}$ ⑪

繰上げ請求をした場合

老-NO.9-1、NO.9-2

減額率

繰上げ受給の
見込み額（年額）

⑪

× (1 -) =

繰下げ申出をした場合

老-NO.9-1、NO.9-2

増額率

繰下げ受給の
見込み額（年額）

⑪

× (1 +) =

(別紙2) 合算対象期間確認シート

項番	合算対象期間	該当する期間
1	被用者年金制度の被保険者又は組合員、若しくはその配偶者であった期間 ①厚生年金保険・船員保険の被保険者であった期間（昭和36年3月以前） ※次の i 又は ii に該当し、かつ、昭和36年3月以前の被保険者期間が1年以上又は昭和36年4月以降の被保険者期間を合算して1年以上である場合に限る。 i 昭和36年4月～昭和61年3月に国民年金の保険料納付済期間若しくは保険料免除期間、又は国民年金以外の公的年金加入期間がある ii 昭和61年4月以降に国民年金法の保険料納付済期間又は保険料免除期間がある （20歳未満の期間又は60歳以上の期間を含む）【～昭和36年3月】	年 月～ 年 月
	②共済（組合）の組合員であった期間（昭和36年3月以前） ※昭和36年4月以後に引き続いている期間で、1年以上である場合に限る。 （20歳未満の期間又は60歳以上の期間を含む）【～昭和36年3月】	年 月～ 年 月
	③被用者年金各法の被保険者又は組合員であった期間のうち、20歳未満の期間又は60歳以上の期間 【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
	④国民年金第2号被保険者であった期間のうち、20歳未満の期間又は60歳以上の期間 【昭和61年4月～】	年 月～ 年 月
	⑤被用者年金各法の被保険者又は組合員の配偶者で、国民年金に任意加入しなかった期間 ※配偶者とは夫または妻のことを指し、婚姻の届出はしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む。（以下、同じ） 【日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
2	被用者年金制度等から支給される老齢（退職）年金受給権者又はその配偶者であった期間 ※通算老齢年金及び通算退職年金を除く。 ①昭和36年4月から昭和61年3月までの老齢（退職）年金受給権者で国民年金に任意加入しなかった期間 【日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
	②昭和61年4月以降の老齢（退職）年金受給権者で国民年金に任意加入しなかった期間 【日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和61年4月～】	年 月～ 年 月
	③上記①の配偶者で、国民年金に任意加入しなかった期間 【日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
3	上記2①の老齢（退職）年金の受給資格期間を満たした人又はその配偶者で、国民年金に任意加入しなかった期間 【日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
4	被用者年金制度等から支給される障害年金等受給権者又はその配偶者で、国民年金に任意加入しなかった期間 【日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
5	被用者年金制度等から支給される遺族年金等受給権者で、国民年金に任意加入しなかった期間 ※通算遺族年金を除く。 【日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
6	国会議員又はその配偶者であった期間 ① 昭和36年4月から昭和55年3月までの国会議員であった期間 【日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和55年3月】	年 月～ 年 月
	②昭和55年4月から昭和61年3月までの国会議員であった期間で、国民年金に任意加入しなかった期間 【日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和55年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
	② 上記①又は②の配偶者で、国民年金に任意加入しなかった期間 【日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月

裏面に続く

7	地方議会議員又はその配偶者であった期間で、国民年金に任意加入しなかった期間 日本に居住していた期間 (20 歳～59 歳限り) 【昭和 37 年 12 月～昭和 61 年 3 月】	年 月～ 年 月
8	学生であった期間で国民年金に任意加入しなかった期間 ①昭和 36 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの期間 日本に居住していた期間 (20 歳～59 歳限り) 【昭和 36 年 4 月～昭和 61 年 3 月】 【対象期間】 (夜間制、通信制を除く) i 高等学校または盲学校・ろう学校・養護学校の高等部の生徒であった期間 ii 大学、短期大学または大学院の学生であった期間 iii 高等専門学校で学生であった期間 ※専修学校、各種学校 (一部の業種に限る) の学生は対象外 (昭和 61 年 3 月以前は「学生」とされていなかったため)	年 月～ 年 月
	②昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月までの期間 日本に居住していた期間 (20 歳～59 歳限り) 【昭和 61 年 4 月～平成 3 年 3 月】 【対象期間】 (夜間制、通信制を除く) 上記①の i、ii、iii と専修学校、各種学校 (一部の業種に限る) の学生であった期間	年 月～ 年 月
9	昭和 36 年 5 月 1 日以後日本国籍を取得した方又は永住許可を受けた方の、外国籍であるために国民年金の適用が除外されていた在日期間 ※日本国籍取得者は、20 歳到達日の翌日から 65 歳到達日の前日まで取得した者に限る。 日本に居住していた期間 (20 歳～59 歳限り) 【昭和 36 年 4 月～昭和 56 年 12 月】	年 月～ 年 月
10	昭和 36 年 5 月 1 日以後日本国籍を取得した方又は永住許可を受けた方の、海外在住期間のうち、取得・許可前の期間 ※日本国籍取得者は、20 歳到達日の翌日から 65 歳到達日の前日まで取得した者に限る。 (20 歳～59 歳限り) 【昭和 36 年 4 月～】	年 月～ 年 月
11	日本人であって日本に住所を有しなかった期間 ① 昭和 36 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの期間 (20 歳～59 歳限り) 【昭和 36 年 4 月～昭和 61 年 3 月】	年 月～ 年 月
	② 昭和 61 年 4 月以降の期間で国民年金に任意加入しなかった期間 (20 歳～59 歳限り) 【昭和 61 年 4 月～】	年 月～ 年 月
12	昭和 61 年 3 月 31 日までに厚生年金保険又は船員保険の脱退手当金を受けた方で、その計算の基礎となった期間 ※昭和 61 年 4 月から 65 歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間 (免除期間を含む) がある人に限る。 (20 歳未満の期間を含む) 【昭和 36 年 4 月～昭和 61 年 3 月】 ※昭和 61 年 4 月 1 日以後に支給された脱退手当金の支給済期間は、合算対象期間には算入されない。	年 月～ 年 月
13	昭和 54 年 12 月 31 日までに共済 (組合) が支給した退職一時金の計算の基礎となった期間のうち、保険料納付済期間とみなされなかった期間 (原資非凍結) 【昭和 36 年 4 月～昭和 54 年 12 月】 ※昭和 55 年 1 月以後脱退一時金の計算の基礎となった期間は、合算対象期間には算入されない。 ※昭和 36 年 3 月以前の期間は退職一時金の支給の有無や原資凍結の有無にかかわらず、項番 1②に該当する場合は合算対象期間に算入する。	年 月～ 年 月
14	特別一時金の計算の対象となった期間 日本に居住していた期間 (20 歳～59 歳限り) 【昭和 36 年 4 月～昭和 61 年 3 月】	年 月～ 年 月
15	国民年金の任意脱退の承認を受けて、国民年金の被保険者にならなかった期間 ① 昭和 36 年 4 月から昭和 61 年 3 月に任意脱退の承認を受けた方 日本に居住していた期間 (20 歳～59 歳限り) 【昭和 36 年 4 月～昭和 61 年 3 月】	年 月～ 年 月
	② 昭和 61 年 4 月から平成 29 年 7 月に任意脱退の承認を受けた方 日本に居住していた期間 (20 歳～59 歳限り) 【昭和 61 年 4 月～平成 29 年 7 月】	年 月～ 年 月
16	通算対象期間となる期間 ①昭和 36 年 3 月までの通算対象期間 ※項番 1①(i)又は同②に該当する場合は項番 1①又は同②に記載 【～昭和 36 年 3 月】	年 月～ 年 月
	②昭和 36 年 4 月～昭和 61 年 3 月までの通算対象期間で、旧国年法の保険料納付済期間及び免除期間並びに被用者年金制度加入期間を除いた期間 ※共済組合に引き継がれない恩給法または年金条例の期間 等 【昭和 36 年 4 月～昭和 61 年 3 月】	年 月～ 年 月
17	旧共済法に基づく (減額) 退職年金の計算の基礎となった期間 ※昭和 6 年 4 月 2 日以後生まれに限る。 ※昭和 36 年 3 月以前の期間は (減額) 退職年金の支給の有無にかかわらず、項番 1②に該当する場合は合算対象期間に算入する。 【昭和 36 年 4 月～昭和 61 年 3 月】	年 月～ 年 月

18	国民年金の任意加入期間のうち、保険料が未納であった期間	年 月～ 年 月
	※平成 26 年 4 月 1 日以降、合算対象期間に算入する。	
	昭和 61 年 3 月以前の期間については日本に居住していた期間 (20 歳～59 歳限り) 【昭和 36 年 4 月～】	

(参考)

2①③及び3の「老齢（退職）年金」

次の i ～ v の年金給付のうち老齢又は退職を支給事由とする年金給付（通算老齢年金及び通算退職年金を除く。）

- i 被用者年金各法（※）に基づく年金たる給付
- ii 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付
- iii 厚生年金保険法附則第 28 条に規定する共済組合が支給する年金たる給付
- iv 執行官法附則 13 条の規定に基づく年金たる給付
- v 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に基づいて国家公務員等共済組合連合会が支給する年金たる給付

※厚生年金保険法、船員保険法、恩給法、国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法、国会議員互助年金法

（60 年改正法附則第 8 条第 5 項第 1 号、旧国民年金法附則第 6 条、並びに同法第 7 条第 2 項第 2 号及び第 3 号）

4の「障害年金等」

上記の i ～ v の年金給付と戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金たる給付のうち、障害を支給事由とする年金給付

（60 年改正法附則第 8 条第 5 項第 1 号、旧国民年金法附則第 6 条及び同法第 7 条第 2 項第 4 号）

5の「遺族年金等」

上記の i ～ v の年金給付と戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく給付のうち、死亡を支給事由とする給付（通算遺族年金を除く）及び未帰還者留守家族等援護法に基づく留守家族手当及び特別手当

（60 年改正法附則第 8 条第 5 項第 1 号、旧国民年金法附則第 6 条、並びに同法第 7 条第 2 項第 5 号及び第 6 号）

2②の「老齢（退職）年金」

- ・老齢厚生年金、旧厚生年金保険法の老齢年金
- ・旧船員保険法の老齢年金
- ・退職共済年金、昭和 60 年改正前の旧共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金
- ・恩給法による給付であって退職を支給事由とするもの
- ・地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付であって退職を支給事由とするもの
- ・平成 19 年改正前の執行官法附則第 13 条の規定による年金たる給付であって退職を支給事由とするもの
- ・国会議員互助年金を廃止する法律附則第 7 条第 1 項の普通退職年金及び旧国会議員互助年金法第 9 条第 1 項の普通退職年金
- ・存続共済会が支給する平成 23 年地共済改正法附則第 2 条の旧退職年金及び同法附則第 12 条第 1 項の特例退職年金

（国民年金法附則第 7 条、同法附則第 5 条第 1 項第 1 号、同法第 7 条第 1 項、国民年金法施行令第 3 条）